

## 専門委員候補者の選出について（案）

平成 17 年 月 日  
短期大学機関別認証評価委員会

### 1 趣 旨

専門委員については、大学評価事業の公平性、透明性を確保する観点から、短期大学関係団体、学協会、経済団体等から広く推薦を求め、独立行政法人大学評価学位授与機構運営委員会の意見を聴いた上で機構長が任命することとしている。

専門委員候補者の選出については、短期大学機関別認証評価委員会（以下、「認証評価委員会」という。）が行うものとし、多数の被推薦者の中から専門的見地に基づいて選考することが必要となることから、これらの業務を効率的かつ円滑に進めるため、認証評価委員会の中に、専門委員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を設置するものである。

### 2 選考委員会の委員の選出等

(1) 選考委員会の委員については、評価対象短期大学の特性を踏まえた上で、認証評価委員会委員及び機構の専任教員（特任教員及び客員教員を含む。）の中から、認証評価委員会の委員長が指名するものとする。

(2) 選考委員会には委員長を置き、選考委員会の委員の互選により選出するものとする。

### 3 選考委員会における選考手続きについて

選考委員会では、認証評価委員会で決定された選考方針に基づき専門委員の選考を行い、その結果を認証評価委員会に報告するものとする。

なお、やむを得ない理由があると認められる場合は、選考委員会の選考結果をもって認証評価委員会の選考結果とすることができる。

この場合であっても、後日、認証評価委員会に報告するものとする。